

学 校 生 活

生徒心得

この心得は、本校の教育目標にのっとり校内外を問わず常に生徒としての品位を保ち、互いに協力し合って望ましい人間関係をつくり上げることを目的とする。

1 交友・礼儀及び挨拶について

- (1) 友人との交際は、互いの人格を尊重し明朗健全であるよう心がける。
- (2) 来客、保護者、教職員に対して、礼を失しないよう心がける。
- (3) 生徒相互の挨拶は、親しみと敬愛の気持ちを保ちつつ、社会に正しく通用する言葉で交わすよう心がける。

2 諸活動について

- (1) ホームルーム、生徒会、農業クラブなどの役員は、それぞれの役割を自覚して託された任務を積極的に果たすように努める。
- (2) 部、同好会、学校祭、体育大会、その他行事に積極的に参加し、それらの目的を達成するよう努める。

3 通学について

- (1) 登校、下校の際は交通法規を守り、無作法な言語、態度を慎み、公衆の迷惑にならないようにすること。
- (2) 列車、バスでの通学のときは、乗降や車内において秩序や規律を守ること。
- (3) 登校、下校時において止むを得ない用事の他は、他所に立ち寄ることなく登校または帰宅すること。
- (4) 列車、バスの発車時間の待ち合せは、なるべく学校内ですること。

4 所持品について

- (1) 自己の持ち物にはすべて学科、学年、学級、氏名を明記して保管に責任をもつこと。
- (2) 学習、その他課業に不必要と認められるものは、いっさい校内に持参しないこと。

5 校内生活について

- (1) 集会には秩序ある行動で速やかに集合し、静粛を第一に心がけること。
- (2) 昼食は、原則として各ホームルームにおいて所定の時間に行うこと。
- (3) 学校の許可なく募金及び物品の貸借や交換をしてはならない。
- (4) 学校の納金については定められた期日までに必ず納めるよう心がけること。

6 校外生活について

- (1) 外出にあたっては、下記の事項を守ること。
 - ア 高校生として常識のある服装であること。
 - イ 帰宅時刻は、21時までとする。
 - ウ 外出先や同行者名、帰宅時刻を必ず家族に告げること。
 - エ 外泊は禁止する。止むを得ず外泊するときは、保護者の許可を得ること。
- (2) 補導員や取締機関の注意などを受けたときは、素直に指導を受けるとともに担任教師に申し出ること。
- (3) 万一事故が発生した場合には、直ちに保護者、ホームルーム担任、学校その他関係機関に連絡して対処してもらうこと。
- (4) 身分証明書は常に所持し教師、鉄道係員、警察官、補導員、関係者の請求があったときは提示すること。
- (5) 校内外を問わず喫煙（電子タバコ・水蒸気タバコ含む）、飲酒、賭け事、あるいはその疑いを受けるような行為をしてはならない。
- (6) 未成年の出入りが禁止されている施設への出入りはしないこと。
- (7) スナックなど、主に酒類を供する店への出入りは禁ずる。

- (8) 下宿等の環境は、勉学にふさわしい場所を選ぶように心がけること。
- (9) 映画、興業物の観覧は高校生としてふさわしいものを選択すること。
- (10) 登山、キャンプ、海水浴などの実施にあたっては、指導者としてふさわしく責任ある人を選buとともに、無謀な行動を避け常に健康と安全を心がけること。

7 届出を必要とするもの

次の事項は、ホームルーム担任または担当教諭に届け出または口頭により了解を得ること。

- (1) 欠席、欠課、忌引、または遅刻、早退するとき。(事前届出を原則とする)
- (2) 校舎、校具を破損したとき。
- (3) 物品や金銭が盗難、紛失にあい、または拾得したとき。
- (4) 同居家族または近隣に感染症が発生したとき。
- (5) 事故、災害及び病気になったとき。
- (6) 他人から暴力や脅迫などを受けたとき。
- (7) 住所、氏名に変更があったとき。
- (8) 保護者、保証人に変更があったとき。
- (9) アルバイトをするとき。

ア 届出方法

- (ア) 保護者は、生徒の学業遂行状況をホームルーム担任に確認し、無理なく安全に就業できることを確認する。
- (イ) 所定の「アルバイト届」に保護者が必要事項を記入し、ホームルーム担任に提出する。
- (ウ) 届出内容について生徒指導部で審査する。必要に応じ、生徒・保護者・事業所等に確認をとることがある。

イ 届出条件

- (ア) 高校生の外出時間帯であること。(21時までには帰宅していること)
- (イ) 定期考査1週間前及び期間中は学習に専念するためアルバイトをしないよう保護者が責任を持って指導する。
- (ウ) 高校生として不適切な場所や未成年者出入り禁止場所、酒場(居酒屋等)、高校生としての本分に反したり、危険を伴う就業内容でのアルバイトをさせないよう保護者は指導監督に当たる。

8 許可を必要とするもの

- (1) 登校後に校地外へ出るとき。
- (2) 休日に登校するときは事前に許可を受けること。
- (3) 車両免許を取得するとき。
- (4) 遠距離の旅行、登山、キャンプ、海水浴などをするとき。
- (5) 自転車通学をするとき。
- (6) 下宿、間借りなどをするとき。
- (7) 校内における団体の結成、集会、掲示、印刷物の配布、放送などを行うとき。
- (8) 異装などのとき。(規程外の服装をしなければならないとき)
- (9) 校外で諸団体に加入するとき、あるいは校外で団体及び個人の主催する諸行事に参加するとき。
- (10) 外来者との面会を行うとき。(ホームルーム担任などの許可を受ける)

9 携帯電話・スマートフォンの利用について

(1) 学校内のルールについて

ア 朝SHR前(挨拶前)に専用箱に入れ、帰りのSHR後(挨拶後)に専用箱から取り出すこと。

イ 預ける際は電源オフにし、破損状況を確認すること。

ウ 受け取り時に破損状況を確認し、傷等があれば直ちにホームルームHR担任に申告すること。

エ 遅刻した場合は、第1職員室に入室許可書を取りに来た段階でホームルーム担任もしくは学年団に預けること。

(2) 学校外の発信・着信

ア 通学時、特に踏切や横断歩道を渡りながらの発信・着信をしないこと。

- イ 自転車を運転しながらの発信または着信をしないこと。
 - ウ 公共施設(病院、駅、バスターミナルなど)や公共交通機関(電車、バスな)での発信または着信については、それぞれの定められたルールを遵守すること。
- (3) 過大な自己責任を伴う事項について
- ア 法令によりアクセスが禁じられたサイトにはアクセスしないこと。
 - イ 架空請求、フィッシング詐欺行為等が疑われるサイトや受信メールには応答しないこと。
 - ウ 自分の住所、氏名、メールアドレス等、個人を特定できる内容をネット上(メールや掲示板、ホームページ等)に書き込む行為をしないこと。
 - エ 本人の同意なく他人の顔や身体の写真、動画の撮影をしてはいけない。
 - オ 他人の画像や個人情報をネット上(メールや掲示板、ホームページ等)に書き込む行為は重大な犯罪である。
 - カ メール的大量送信や脅迫ととられる文面の送信など、嫌がらせメールは重大な犯罪である。

③ 服装頭髪等の規程

1 服装

- (1) 本規程書に基づく本校指定の制服を着用するものとする。
- (2) 正装
- ア 正装とは、ジャケットとネクタイを着用した状態をいう。
 - イ 学科・学年をあらわすピンバッジは所定のものを襟に付ける。
 - ウ この他に参加団体やクラブ、生徒会、農業クラブ等の記章は襟に付けることができる。
- (3) 夏服
- ア 夏服とは夏服(指定ポロシャツ)を着用した状態をいう。
 - イ 夏服期間は原則として6月から9月までとし、気温に応じてジャケットを着用しネクタイをしないで登校してもよい。

2 服装規程細則

- (1) 着こなし全般
- ア シャツの衿ボタンは必ず留める。
 - イ 夏服以外はネクタイを必ず着用する。
 - ウ 夏服以外は、シャツはズボン又はスカートの中にしまうこと。
 - エ 集会時などの正装指定時はネクタイを必ず着用すること。
 - オ ニットベストについては正装時に学校で指定しているものを着用しても良い。
 - カ スカート丈はひざを標準とし、ももが見えない程度とする。
 - キ II型のスラックスについては正装に準じるものとし、年間を通じた着用を認める。
 - ク ストッキング・タイツは黒又はベージュとする。
 - ケ ルーズソックスは禁止する。
 - コ ズボンについては下着が見えるほど下げて着用してはいけない。
 - サ スカートについては、ウエスト部分を折り曲げて着用してはいけない。
 - シ ワイシャツは本校指定のもの(学年色の学校ネーム入り)を着用する。
 - ス ベルトは本校指定のベルト(学校ネーム入り)を着用する。
 - セ スカートの下にジャージを履くことは禁止とする。
- (2) 頭髪
- 髪の色・パーマなどの加工、極端な長髪、周囲に威圧を与えるような奇抜な髪型、まゆ毛の剃り落としなどは禁ずる。
- (3) 装飾品など
- ピアス・指輪などの装飾品、化粧、マニキュア、ネイルアート、エクステンション、まつげパーマなどの着用又は施術は禁止する。
- (4) はきもの
- ア 体育授業時は、学校指定の屋内シューズ、及び運動靴(屋外)とする。その他学校行事などで体育館を使用する場合は必ず学校指定の屋内シューズを着用する。
 - イ 下駄、サンダル、ゴム草履や靴裏に金具のついているものは認めない。
 - ウ 実習用シューズを校内で日常的に使用することを禁ずる。

3 異装

定められた服装以外のものを着用するときは、担任に願い出て生徒手帳内の異装の届け欄に記入し許可を得ること。異装は原則として学校指定体育ジャージとする。それ以外については、ホームルーム担任、生徒指導部長、教頭で検討する。

④ 自転車通学および自動車運転免許取得規程

1 自転車通学について

- (1) 自転車通学をしようとする者は、所定の手続きをとること。
- (2) 使用条件
 - ア 整備が完全であること。2重施錠、灯火、警報装置、ブレーキ装置等が完備されていること。
 - イ 二人乗り及び並進の禁止。
 - ウ 交通規則の遵守。
 - エ 使用期間は原則として4月より11月末日とする。
 - オ 使用期間内であっても、路面の凍結や積雪があった場合は自転車での通学をしないこと。
- (3) 自転車通学を許可された者は、学校より交付されたステッカーを自転車の所定の場所に付ける。
- (4) 令和5年4月より全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用が努力義務になっているため、安全面を考慮しヘルメット着用を強く推奨する。

- (5) 令和8年4月より自転車に青切符が適用され、ルールを守って責任ある運転をすること
- #### 2 バイク免許の取得、通学は認めない。

3 自動車運転免許の取得(普通自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、けん引)

- (1) 自動車学校への通学を希望する場合は、第3学年の10月以降、保護者・本人が免許説明会に参加する。
- (2) 所定の様式によりホームルーム担任から生徒指導部を経て学校長に届出て自動車学校通学の許可を受ける。
- (3) 説明会に参加できない保護者は、個別に来校しホームルーム担任から説明を受ける。
- (4) 登校日における自動車学校への通学時間帯は、授業時間、掃除当番終了後の時間とし、学校生活を優先する。
- (5) 免許試験のときは、事前にホームルーム担任に申し出て許可を受ける。
- (6) 免許証を取得した場合は、直ちに学校に届け出て所定の手続きを行う。また、免許証の保管は保護者が行い、自動車の使用は卒業後とする。

4 電動キックボードやスケートボードの校内への持ち込み、通学は認めない。